

会員の処分等に関する規則

平成24年3月28日

理事会決議

（平成25年3月27日 一部改正）
（平成25年9月25日 一部改正）
（平成27年1月28日 一部改正）

（目的）

第1条 この規則は、定款第14条に規定する会員の処分等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（調査の必要についての諮問）

第2条 会長は、定款第14条第1項各号の一に該当すると思料される事案を認知し、又は会員から届け出を受けたときは、規律委員会に対して調査の必要の有無について諮ることができる。

2 定款第14条第1項第5号に規定するこの法人の秩序又は信用を害したときとは、会員（法人の会員にあつてはその役員を含む。）が次の各号の一に該当するときとする。

- （1）刑事事件（微罪を除く。）の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されたとき
- （2）納税に関し、犯則事件として調査を受け、告発されたとき
- （3）銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失ったとき
- （4）役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいることが判明したとき
- （5）上記各号に準ずる事由により、会長が会員として著しく不適当な行為があると認められたとき

（事案の解明）

第3条 規律委員会が前条の規定による調査の必要ありと認め会長に報告したときは、会長は、会員に対し資料の提出又は文書若しくは口頭による説明を求める等により、協会事務局をして事案の解明に当たらせるものとする。

2 会員は、前項の資料の提出又は説明を求められた場合は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

（結果の報告と処分等の意見）

第4条 会長は、規律委員会に対し、前条の規定による事案の解明の結果を報告するとともに、必要と認めるときは処分等に関する意見を求めることができる。

（弁明の機会）

第5条 会長は、会員の処分について理事会に付議しようとする場合には、当該会員に対

して弁明の機会を与えるものとする。

- 2 前項の弁明の機会の付与に当たり、会長は、処分にかかる会員に対して、別紙様式第1号により処分の対象となる事実、弁明のための日時及び場所をその1週間前までに通知するものとする。
- 3 弁明の機会の主宰者は、会長の指名する役職員とする。
- 4 弁明に当たり当該会員は、指定の期日内に弁明書を提出するとともに、口頭で意見を述べ、自己に有利な事実を主張し又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。
- 5 弁明の機会を与えられた会員が正当な理由なく出頭しないときは、改めてその機会を与えることなく結審することができる。

(理事会への付議)

第6条 会長は、会員に対する処分が必要であると認めたときは、その種類、程度並びに処分の対象となる事実及びその理由を示して、理事会に付議するものとする。

(処分の種類及び程度等)

第7条 処分の種類及び程度は、次のとおりとする。

過怠金の賦課 5,000万円以下

会員権の停止 6か月以下

除名

- 2 過怠金の額及び会員権の停止期間の算定は、別紙「過怠金の額及び会員権の停止期間の算定基準」によるものとする。
- 3 過怠金の納入期限は、第11条に規定する会員の処分についての通知を発出した日から2か月を経過した日とする。
- 4 会員は、会員権の停止処分を受けた場合においても、会員としての義務を履行しなければならない。
- 5 除名の処分を受けた者に係わる再入会の申込みは、処分から1年を経過するまでは受理しない。

(除名)

第8条 前条第1項の除名を、理事会の決議を経て総会に付議しようとする場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに書面により通知し、当該総会において、弁明の機会を与えるものとする。

- 2 前項において、当該会員が正当な理由なく総会に出席しないときは、改めてその機会を与えることなく決議することができる。
- 3 総会において除名が決議された場合は、会長は、除名した会員に対しその旨を通知するものとする。

(注意)

第9条 会長は、第7条第1項に規定する処分のほか、事案の内容に応じ、口頭又は文書

による注意を行うことができる。

(業務改善等の勧告)

第10条 会長は、第7条第1項に規定する処分(除名を除く。)又は前条に規定する注意を行う場合その他必要と認める場合においては、業務改善等の勧告を行うことができる。

2 会長は、前項の勧告を行った場合においては、当該会員に対し業務改善計画の作成及びその改善計画に基づき行った措置について報告を求めることができる。

(処分の通知)

第11条 会長は、理事会が決議した処分の種類、程度並びに処分の対象となる事実及びその理由を別紙様式第2号により当該会員に対し通知するものとし、当該処分は、通知の到達をもってその効力を生ずる。

(規律委員会への処理結果報告)

第12条 会長は、第4条に規定する規律委員会の意見に係る処理結果について、規律委員会に報告するものとする。

(処分の周知)

第13条 会長は、会員権の停止又は除名の処分を行った場合は、会員名簿、広報誌、ホームページへの掲載等により周知を図るものとする。

(細則)

第14条 会長は、この規則に定めるもののほか、会員に対する処分等に関して必要なときは、細則を別途定めることができる。

附 則 (平成24年3月28日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日(平成24年7月2日)から施行する。

附 則 (平成25年3月27日)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、施行日以前において、金融当局の行政処分が公表されている事案については、現行の規定を適用する。

(注)

改正箇所は、次のとおりである。

1. 別紙「過怠金の額の算定基準」を改正

附 則（平成 25 年 9 月 25 日）

この改正は、平成 25 年 9 月 25 日から施行する。

ただし、施行日以前において、金融当局の行政処分が公表されている事案については、現行の規定を適用する。

（注）

改正箇所は、次のとおりである。

1. 別紙「過怠金の額の算定基準」を改正

附 則（平成 27 年 1 月 28 日）

この改正は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。

ただし、施行日以前において、金融当局の行政処分が公表されている事案については、現行の規定を適用する。

（注）

改正箇所は、次のとおりである。

1. 第 7 条、第 13 条及び別紙「過怠金の額の算定基準」を改正

(別紙様式第1号)

年 月 日

会員番号 号
〇〇〇〇投資顧問株式会社
代表取締役 殿

一般社団法人 日本投資顧問業協会
会 長 印

弁明の機会について (通知)

定款第13条の規定に基づき、下記のとおり弁明の機会を与えますので通知します。
なお、正当な理由なく出席されないときは、改めて弁明の機会を与えることなく結審します
ので、念のため申し添えます。

記

- 1 処分の対象となる事実
- 2 弁明の機会の日時及び場所
年 月 日 午 時から
東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- 3 弁明の機会の主宰者
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- 4 弁明に当り用意するもの
(1) 弁明書 (年 月 日までに提出してください。)
(2) 自己に有利な事実を主張するための証拠書類又は証拠物 (当日持参してください。)
(備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること)

(別紙様式第2号)

年 月 日

会員番号 号

〇〇〇〇投資顧問株式会社

代表取締役 殿

一般社団法人 日本投資顧問業協会
会 長 印

会員の処分についての通知書

定款第13条の規定に基づき、下記のとおり理事会の決議により貴社に対する処分を決定したので通知します。

記

- 1 処分決定の年月日
- 2 処分の種類及び程度
- 3 処分の対象となった事実
- 4 処分の理由

(備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること)

別紙 過怠金の額及び会員権の停止期間の算定基準

1 過怠金の額の算定基準

(1) 過怠金の額は、法令違反等の態様に応じ、下表に定める基準額を基に、下記(2)の要素等を踏まえ算定する。法令違反等の態様が複数ある場合にはそれを合算して算定する。

(2) 基準額の適用にあたっての調整

- ① 再犯の場合、最大、基準額の2倍までを適用することができる。
- ② 悪質な場合、最大、基準額の2倍までを適用することができる。
- ③ 法令違反等の行為に至った事情、行為の程度等を斟酌して、基準額を減額することができる。
- ④ 法令違反等の行為が、この法人の秩序又は信用を害した(定款第14条第1項第5号)と認められるときは、法令違反等の行為の悪質度等事情を勘案して上限額5,000万円の範囲内で算定することができる。

法令違反等の態様	基準額
金融商品取引法関係	万円
【第197条の2 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金】	
1 第29条の規定に違反して金融商品取引業を行った場合(第29条)。	500
2 不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた場合(第29条)。	500
3 自己の名義をもって他人に投資助言・代理業又は投資運用業を行わせた場合(第36条の3)。	500
【第197条の3 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金】	
1 投資一任契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした場合(第38条の2第1号)。	500
【第198条 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金】	
1 不正の手段により金融商品取引業の変更登録を行った場合(第31条第4項)。	300
2 金融商品取引契約(投資運用業に関するものに限る。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げた場合(第38条第1号)。	300
3 第42条の7第1項の規定に違反して、運用報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した場合又は同条第2項において準用する第34条の2第4項に規定する電子情報処理組織を使用する方法等により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項を提供した場合。	300
4 第192条第1項又は第2項の規定による裁判所の命令に違反した場合。	300
【第198条の3 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金】	

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | 投資顧問契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫を行った場合(第38条の2第1号)。 | 300 |
| 2 | 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を補てんする旨を約束した場合(第38条の2第2号)。 | 300 |
| 3 | 特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、顧客の取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない助言又は運用を行うこと(第41条の2第2号、第42条の2第3号)。 | 300 |
| 4 | 取引により生じた顧客の損失の全部又は一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させた場合(第41条の2第5号、第42条の2第6号)。 | 300 |
| 5 | 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第128条で定めるものを除く。)を行った場合(第42条の2第1号)。 | 300 |

【第198条の5 2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金】

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | 投資運用業(第2条第8項第15号に掲げる行為を行う業務に限る。)に関して、金商業等府令第132条で定めるところの分別管理に違反した場合(第42条の4)。 | 200 |
| 2 | 金融商品取引業者に対する監督上の処分(第52条第1項)の規定による業務の停止の処分に違反した場合(第52条第1項)。 | 200 |

【第198条の6 1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金】

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 金融商品取引契約(投資運用業に関するものを除く。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げた場合(第38条第1号)。 | 150 |
| 2 | 業務に関する帳簿書類等の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した場合(第46条の2、第47条、第188条)。 | 150 |
| 3 | 事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した場合(第46条の3第1項、第47条の2、第48条の2第1項)。 | 150 |
| 4 | 公衆の縦覧に供すべきものとして規定されている事業報告書等の書面(第46条の4、第47条の3)を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした事業報告書等の書面を公衆の縦覧に供した場合。 | 150 |
| 5 | 次に掲げる事項に該当することとなったときに、その日から30日以内にその旨の届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合(第50条の2第1項柱書)。 | |
| | (1) 投資運用業又は投資助言・代理業を廃止したとき(第2号)。 | 150 |
| | (2) 合併により消滅したとき(第3号)。 | 150 |
| | (3) 法人である会員が分割により事業の全部又は一部を承継させたとき(第6号)。 | 150 |
| | (4) 事業の全部又は一部を譲渡したとき(第7号)。 | 150 |
| 6 | 分割により事業の全部又は一部を承継させたときに、その公告をせず、又は虚偽の公告をした場合(第50条の2第6項)。 | 150 |
| 7 | 報告の徴取及び検査に際し、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若し | 150 |

くは資料の提出をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合(第 56 条の 2 第 1 項)。

8 第 188 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合。 150

【第 201 条 1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金】

1 投資助言業務に関して顧客を相手方とし、又は顧客のために有価証券等の売買等 (第 2 条第 8 項第 1 号から第 4 号まで) を行った場合(第 41 条の 3)。 100

2 顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた場合(第 41 条の 4、第 42 条の 5)。 100

3 顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした場合。ただし、第 156 条の 24 第 1 項に規定する信用取引に付随して顧客に対し金銭又は有価証券を貸し付ける場合その他金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第 16 条の 11 又は第 16 条の 13 で定める場合を除く(第 41 条の 5、第 42 条の 6)。 100

4 承認を受けずに、投資運用業並びに第 35 条第 1 項及び第 2 項各号に掲げる業務以外の業務を行った場合(第 35 条第 4 項)。 100

【第 205 条 6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金】

1 広告等をする際、次に掲げる事項を表示せず又は虚偽の表示をした場合(第 37 条第 1 項)。

(1) 商号、名称又は氏名(第 1 号)。 50

(2) 金融商品取引業者等である旨、及び登録番号(第 2 号)。 50

(3) 業務の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして金商法施行令第 16 条及び金商業等府令第 74 条から第 77 条までに規定する事項(第 3 号)。 50

2 広告をする際、利益の見込みその他金商業等府令第 78 条で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした場合(第 37 条第 2 項)。 50

3 契約締結前(第 37 条の 3 第 1 項)若しくは契約締結時(第 37 条の 4 第 1 項)、顧客に書面を交付せず若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した場合、又は第 34 条の 2 第 4 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法等により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした場合。 50

4 投資運用業者(第 2 条第 8 項第 15 号に掲げる行為を行う業務に限る。)が運用報告書を作成したときに、遅滞なくこれを内閣総理大臣に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。ただし、一の運用財産の権利者の数が 499 以下である場合又は金商業等府令第 135 条に規定する場合を除く(第 42 条の 7 第 3 項)。 50

【第 205 条の 2 の 3 30 万円以下の罰金】

1 登録事項の変更(第 31 条第 1 項若しくは第 3 項)又は業務の休止、再開(第 50 条第 30

1 項第 1 号) について届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。	
2 合併、分割による事業の承継又は株主変更に関する規定(第 50 条第 1 項第 3 号から第 8 号まで)による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。	30
3 標識を掲示しなかった場合(第 36 条の 2 第 1 項)。	30
【第 208 条 30 万円以下の過料】	
1 業務改善命令に違反した場合(第 51 条、第 51 項の 2)。	30
【その他】	
1 忠実義務に違反した場合(第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項第 1 号又は第 3 号)。	200
2 善良な管理者の注意義務に違反した場合(第 41 条第 2 項、第 42 条第 2 項)。	200
3 法第 51 条の業務改善命令を受けた場合(業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当する場合)。	50
4 その他の法令違反行為。	50
【適用除外】	
1 次に掲げる規定は特定投資家を対象とする場合には適用しない(第 45 条)。	
(1) 第 198 条に関する規定 3。	
(2) 第 201 条に関する規定 2、3。	
(3) 第 205 条に関する規定の全部。	
定款関係	
1 理事会の決議に基づく資料の提出若しくは説明の求めに応じず又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行った場合。	200
2 定款若しくは規則又は総会若しくは理事会の決議に違反した場合。	100

2 会員権の停止期間の算定基準

(1) 行政処分が一定期間の業務停止処分であった場合の会員権の停止期間の算定基準は、次のとおりとする。

業務停止 1 か月以下	10 日以上 1 か月以下の会員権の停止
業務停止 2 か月以下	20 日以上 2 か月以下の会員権の停止
業務停止 3 か月以下	1 か月以上 3 か月以下の会員権の停止
業務停止 4 か月以下	40 日以上 4 か月以下の会員権の停止
業務停止 5 か月以下	50 日以上 5 か月以下の会員権の停止
業務停止 6 か月以下	2 か月以上 6 か月以下の会員権の停止

(2) 算定基準の適用にあたっての調整

- ① 再犯の場合、業務停止期間にかかわらず 6 か月以下の会員権の停止とすることができる。
- ② 悪質な場合、業務停止期間にかかわらず 6 か月以下の会員権の停止とすることができる。

きる。